

2023年7月4日

各位

会社名 株式会社カイオム・バイオサイエンス  
代表者名 代表取締役社長 小林 茂  
(コード：4583 東証グロース)  
問合せ先 取締役 経営企画室長 美女平 在彦  
(TEL. 03-6383-3746)

### 第三者割当てによる第19回及び第20回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに第三者割当契約等の締結に関するお知らせ

当社は、2023年7月4日開催の取締役会において、第19回及び第20回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、グロース・キャピタル株式会社（以下「グロース・キャピタル」といいます。）及びパークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「パークレイズ・バンク」といい、グロース・キャピタルとあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）との間で、下記の内容を含む第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2023年7月20日
(2) 発行新株予約権数	96,840個 第19回新株予約権 64,560個 第20回新株予約権 32,280個
(3) 発 行 価 額	総額 13,493,040円（第19回新株予約権1個当たり171円、第20回新株予約権1個当たり76円）
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：9,684,000株（新株予約権1個につき100株） 第19回新株予約権 6,456,000株 第20回新株予約権 3,228,000株 本新株予約権について上限行使価額はありません。 第19回新株予約権の下限行使価額は114円、第20回新株予約権の下限行使価額は124円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は9,684,000株です。
(5) 資金調達額	1,931,609,040円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第19回新株予約権 175円 第20回新株予約権 247円 第19回新株予約権の行使価額は、第19回新株予約権の各行使請求の効力発生日に、かかる効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の92%に相当する金額に修正されます。 また、第20回新株予約権については、発行時点の状態では行使価額の修正は行われませんが、当社取締役会により修正に係る決定がなされた場合、行使価額の修正が行われることとなります。かかる

	<p>決定がなされた場合、行使価額は、当該決定がなされた日の翌取引日以降、第 20 回新株予約権の各行使請求の効力発生日に、かかる効力発生日の直前取引日の終値の 92%に相当する金額に修正されます。</p> <p>但し、いずれの場合においても、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法によります。
(8) 行使期間	2023年7月21日から2025年7月22日
(9) 割当予定先	<p>第三者割当ての方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>第 19 回新株予約権：グロース・キャピタル 第 20 回新株予約権：パークレイズ・バンク</p>
(10) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、割当予定先と合意の上、本第三者割当契約を締結する予定です。本第三者割当契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社が、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること（当該行使制限措置の詳細は「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。）</li> <li>本新株予約権の譲渡（但し、第 20 回新株予約権については、パークレイズ・バンクの関連会社（パークレイズ・バンクの直接又は間接の子会社及び親会社（最上位の持株会社を含みます。）並びにかかる親会社の直接又は間接の子会社をいいます。以下同じです。）以外の者への譲渡）の際に当社取締役会の承認が必要であること</li> </ul> <p>上記のほか、本第三者割当契約においては、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」及び「7. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップ」に記載しておりますとおり、本新株予約権に関するロックアップに係る条項が定められる予定です。</p> <p>また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、割当予定先と合意の上、覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結する予定です。本覚書において、以下の内容が定められる予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>割当予定先は、本新株予約権の割当日から 1 年を経過した日以降で、終値が下限行使価額を下回った場合には、当社に対し、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、割当予定先が保有する本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができること</li> </ul>

	上記のほか、本覚書には、本新株予約権の行使に係る条件も定められる予定ですが、こちらについての詳細は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」をご参照ください。
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### <資金調達の目的>

当社は「医療のアンメットニーズ<sup>\*1</sup>に創薬の光を」というミッションを掲げ、従来、十分な治療法・治療薬が提供されてこなかった疾患を中心に抗体医薬品の研究開発を手掛けるバイオベンチャーです。当社では、独自の抗体作製技術を含む技術プラットフォームを核として、自社で新規創薬の研究開発を行う「創薬事業」及び製薬企業等の研究支援を行う「創薬支援事業」を展開しております。

抗体医薬品は、がんや自己免疫疾患等を中心に医療の現場で使用されており、近年の全世界医療用医薬品の市場においては、売上高上位 10 位のうちの半数を占めるまでになっております（出典：日経バイオテク ONLINE『2022 年度、世界の医薬品売上高ランキング』）。オプジーボ（一般名ニボルマブ）等に代表される免疫チェックポイント阻害剤<sup>\*2</sup>は、抗体によるがんの治療法に大きな影響を与えました。また、抗体薬物複合体<sup>\*3</sup>（Antibody Drug Conjugate：ADC）やバイスペシフィック抗体<sup>\*4</sup>に代表される多価抗体等の次世代型抗体については、従来よりも有用性を高めた医薬品としての開発を目指して現在多くの臨床試験が行われております。さらには、COVID-19 への治療薬としても抗体医薬の研究や臨床試験が盛んに行われ、実用化され始める等、今後も抗体医薬品市場の一層の拡大が期待されております。

当社は、設立以降、当社独自の抗体作製技術である ADLib<sup>®</sup>システム<sup>\*5</sup>を用いた技術プラットフォーム型事業を主たる事業としておりましたが、長年の抗体研究において培ってきたタンパク質調製技術や抗体エンジニアリング等の抗体作製に関連する技術及びノウハウも生かし、さらには技術からモノを生み出すことにより社会に貢献し、かつ企業価値を増大することを目的として 2017 年 12 月期より新規の治療薬や診断薬等の抗体医薬品候補創製を主な事業領域とするビジネスモデルへシフトいたしました。

近年の抗体医薬品市場の拡大を背景に、今まで以上に技術革新による競合優位性が求められる中、創薬事業においては ADLib<sup>®</sup>システムを核として当社の保有する複数の抗体作製技術や、上記の抗体作製関連技術を持つことを強みとし、医療のアンメットニーズを充足する複数の抗体医薬品候補の創製を目指しております。創製された抗体医薬品候補は前臨床段階以降で製薬企業等への導出を目指しており、その中でも一部のがん領域のパイプライン（CBA-1205<sup>\*6</sup>及び CBA-1535<sup>\*7</sup>）については、自社での初期臨床開発を行うことにより、導出時における製品価値増大を期待するとともに、当社の企業価値増大を目指しております。CBA-1205 の日本国内における臨床第 1 相試験前半パートでは、メラノーマ（悪性度の高い皮膚がんの一種）の患者さんで腫瘍縮小を伴う SD（安定）評価が継続しており、後半パートでは肝細胞がんの患者さん 1 例において PR（部分奏功：30%以上の腫瘍縮小）を確認する等、本剤の開発における重要なデータが獲得されつつあります。医薬品開発の中でも注目される T-cell engager<sup>\*8</sup>というコンセプトで開発を進める CBA-1535 についても日本国内における臨床第 1 相試験前半パートが開始され、現在までに順調に治験が進行しております。また、導出候補のがん治療用抗体 PCDC<sup>\*9</sup>は導出パッケージ強化のための研究開発と並行して ADC 用途中心に導出活動に取り組んでおりますが、当社では CBA-1205・CBA-1535・PCDC について、2023 年から 2025 年にかけて製薬企業への導出契約締結を目指しており、

導出契約によって得られる契約一時金の獲得により単年度の黒字化を達成することも重要な目標としております。また、複数の医薬品候補の導出により投資フェーズから収益フェーズへの転換も目指しております。これら3プログラムについては、現在、製薬企業への導出活動を積極的に進めております。また、新たな多重特異性抗体作製技術<sup>※10</sup> (Tribody<sup>TM</sup><sup>※11</sup>) に関連する創薬推進に向けて、CBA-1535の臨床試験を通じてTribody<sup>TM</sup>のT-cell engagerとしての作用機作が検証を進め、新たながん抗原に対する創薬の可能性拡大も追及してまいります。現在、前臨床段階にあるPTRYはCBA-1535を応用したTribody<sup>TM</sup>抗体としての当社創薬パイプラインで、動物モデルの試験において強い腫瘍抑制効果を示すデータが得られており、新たな開発候補として重点的に研究開発を進めております。その他にも、BMAAについてはアカデミア等との共同研究を推進しながら新たな導出先の開拓、LIV-2008/2008b<sup>※12</sup>については新たな導出先の開拓を進めております。

探索研究段階にある創薬プロジェクトでは、安定的な成長を企図しているため、ステージの異なる複数のパイプラインの研究開発に注力しており、自己免疫疾患・CNS領域やADLib<sup>®</sup>システムの技術改良に関する研究を継続して実施しております。

創薬支援事業においては、複数の安定顧客に質の高い抗体作製及びタンパク質・抗体の発現精製等の研究支援業務を継続的に提供し、収益基盤の安定化に貢献しております。製薬企業との取り組みを深耕化することにより本事業における取引は年々拡大しており、2023年12月期(第20期)第1四半期においてセグメント売上は約31.7%の増収となりました。

なお、このような成長過程において、2021年11月29日開催の取締役会において決議した第三者割当による行使価額修正条項付き第18回新株予約権の発行により資金調達を行っております。

第18回新株予約権により調達した1,208百万円(調達予定額1,728百万円)については、当初資金使途である①CBA-1205の原薬及び治験薬製造費用等(充当予定額500百万円)、②CBA-1205の価値向上のための開発研究及びバイオマーカー<sup>※13</sup>探索費用(充当予定額350百万円)、③CBA-1535の臨床第1相試験後半パート臨床試験費用及び併用する治験薬費用(充当予定額678百万円)、④設備投資/研究機器の増設及びリプレイス(充当予定額200百万円)への充当を進めており、これまでに当該調達資金のうち①に317百万円を充当済(未充当額183百万円)、②に72百万円を充当済(未充当額126百万円)、③に139百万円を充当済(未充当額371百万円)、④については調達額が予定金額に満たなかったため最小限の研究所の拡張を自己資金及び間接金融による資金で実施し、改めて、今後の資金調達により実施する予定です。

このような状況下において、本資金調達の目的は、当社が中長期的な成長を加速するために、導出活動と並行しながら新たな導出候補品の研究開発の速度を緩めずにいち早く知財化・導出候補化を進めること、及び当社の成長確度を高めるための新たな臨床開発の準備を開始することにあります。具体的には、①PCDCに続く新たな導出候補品創出のための研究開発費、②当社創薬パイプラインの導出交渉を安定的に推進するための運転資金、③Tribody<sup>TM</sup>創薬(PTRY)の臨床開発入りに向けたマスターセルバンク<sup>※14</sup>構築のためのCMC<sup>※15</sup>費用、④ラボ拡張のための設備投資や研究機器の増設・リプレイス等への投資を行うことにより、当社の着実な成長を実現してまいります。

当社は2023年3月末現在で1,566百万円の現金及び預金を保有しておりますが、2023年12月期第1四半期累計期間の営業損失は225百万円となっており、医療のアンメットニーズに対する抗体医薬品の創出を基軸に中長期的な成長性及び安定性の両立を図る上で、機動的な資金調達手段を確保しつつ、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、今回の新株予約権の発行を決定いたしました。また、今回の資金調達は、当社の中長期的な企業価値を向上させ、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。

なお、今回の資金調達による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期につきましては下記

「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

※1: 医療のアンメットニーズとは、現状の医療では満たされていない(未充足)ニーズのことです。具体的には、有効な治療法や薬剤がない場合、薬剤があっても使い勝手が悪い、副

作用が強い、一時的に症状を抑えても再発する、若しくは時間とともに悪化するような場合、又は治療費が非常に高額になるような場合等にアンメットニーズが存在するといえます。

- ※2： 免疫チェックポイント阻害剤とは、いわゆる免疫療法の一つです。最近話題になっているこの治療薬は、これまでの免疫療法では免疫細胞の攻撃力を高める、アクセルを踏み働きが中心であったのに対し、例えばがん細胞によって免疫細胞にかけられたブレーキを外す働きをもっています。従来の治療法では効果が十分見られなかった患者にも治療効果をあげることに成功しています。
- ※3： 抗体薬物複合体（Antibody Drug Conjugate：ADC）とは、抗体に薬物を結合させた医薬品です。例えば、悪性腫瘍の細胞表面だけに存在するタンパク質（抗原）に特異的に結合する抗体に毒性の高い薬剤を結合させると、そのADCは悪性腫瘍だけを死滅させることができます。このため、比較的副作用が少なく効き目の強い薬剤となる可能性があります。
- ※4： バイスペシフィック抗体とは、1つの抗体分子で2つのターゲット（抗原）を認識する二重特異性抗体のことです。
- ※5： ADLib®システムとは、ライブラリから特定の抗原を固定した磁気ビーズを用いて目的の抗原に結合する抗体産生細胞を取り出す仕組みです。ADLib®システムで用いるライブラリは、ニワトリのBリンパ細胞由来のDT40細胞の持つ抗体遺伝子の相同組換えを活性化することによって、抗体タンパク質の多様性が増大しております。国立研究開発法人理化学研究所で開発された技術で、当社はその独占的な実施権を保有しております。既存の方法に比べ、迅速性に優れていること及び従来困難であった抗体取得が可能になる場合があること等の点に特徴があると考えております。
- ※6： CBA-1205とは、がん細胞の表面に発現しているDLK-1というタンパク質に結合するヒト化モノクローナル抗体で、現在、日本国内において臨床第1相試験を実施しております。DLK-1とは、幹細胞や前駆細胞のような未熟な細胞の増殖・分化を制御し、肝臓がんをはじめとする複数のがん細胞表面においても発現しその増殖に関与していることが明らかにされている分子で、新しいがん治療の標的になる可能性が期待されています。
- ※7： CBA-1535とは、Tribody™プラットフォームを用いて作製した臨床標的としての安全性が確認されている既知（公知）のがん抗原5T4及びヒト化CD3抗体を標的とする多重特異性抗体です。T細胞の増殖と活性化を誘導して強力な細胞傷害活性を發揮します（T-Cell engager抗体）。現在、日本での臨床第1相試験を実施しております。
- ※8： T-cell engagerとは、疾患の原因となっている細胞（例えばがん細胞）や病原体にキラーT細胞のような異物を駆除する役割を持つ免疫細胞を近づけ、疾患の原因を取り除いて治療することを狙った医薬品のことです。がん治療薬としての研究開発が進んでいます。
- ※9： ADCとして研究を進めるがん治療用抗体PCDCとは、標準治療耐性のがん種を含む幅広い固形がん（肺、結腸直腸、膵臓、乳、卵巣がん等）で発現するファースト・イン・クラスとなる標的分子CDCP1に対するヒト化抗体です。細胞内に入り込むインターナリゼーション能力が高いことから、薬物との複合体であるADCとしての効果が期待されます。
- ※10： 多重特異性抗体作製技術とは、1つの抗体分子で複数のターゲット（抗原）を認識する抗体を作製する技術のことです。
- ※11： Tribody™とは、分子工学的手法により作製した複数の抗原に対する特異性を持つ多重特異性抗体で、1つの分子の中に3つの異なる抗原結合部位があり、異なる機能を組み合わせることができます。例えば、結合部位の1つはT細胞やNK細胞のような抗腫瘍活性を有する免疫細胞（エフェクター細胞）をがん細胞へ誘導するように設計し、残りの2つの結合部位ががん特異的抗原の異なるエピトープに結合、又は同じがんで発現している異なる抗原を認識するように設計することが可能です。そのことにより安全性及び有効性の高い抗体医薬品の開発が期待されます。Tribody™技術に係る商標としてTrisoma®が登録されております。

- ※12: 細胞膜タンパク質であるTROP-2をターゲットとしたヒト化モノクローナル抗体を開発するプロジェクトです。LIV-2008及び2008bでは同一のターゲットに対し、特徴の異なる抗体を用いた開発を進めております。LIV-2008で開発するNaked抗体は動物モデルでの単回投与試験で複数の癌種において腫瘍増殖阻害効果を示しております。LIV-2008bでは、ADC抗体の開発に有用なインターナリゼーション活性を有している抗体を用いた開発を進めております。
- ※13: バイオマーカーとは、通常の生物学的過程、病理学的過程、又は治療的介入に対する薬理的応答の指標として、客観的に測定され評価される特性と定義され、バイオマーカーによって治療に対する反応性・効果の予測や、副作用等を推し量ることが可能となります。
- ※14: 特定の細胞株等から一定の方法で調製された均一な細胞集団を、複数の容器（バイアルやアンプル）に分注して一定の条件下で保存したもので、治験薬製造の元となる細胞のことを指します。
- ※15: Chemistry, Manufacturing and Controlの略で、医薬品の原薬・製剤の化学・製造及びその品質管理を指します。

### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### (1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使可能期間を2年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別添の各本新株予約権の発行要項第10項に記載されています。)を第三者割当ての方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

第19回新株予約権は、発行直後から修正がなされる設計となっており、これにより近接したタイミングで必要な資金を調達する一方で、第20回新株予約権は、当初の行使価額は現状の株価水準よりも高い水準に設定されており、今後の創薬事業のライセンス契約の獲得により当社の事業成長を目指している中、その成長に則して調達額の最大化を目指し、今後の株価が上昇したタイミングで行使がなされることを想定した設計となっております。一方、創薬事業のライセンス契約獲得に向けて複数の候補の導出活動を進めておりますが、契約締結時期については導出候補ごとに異なること、特にCBA-1205について臨床試験の結果を導出時の経済条件に反映させた導出交渉を行うことが想定されるため、当社が期待する調達額を実現する上では第20回新株予約権の行使価額を固定価額として調達額の下振れリスクを低減させることが、当社や株主にとっての利益に資すると判断しております。また、修正を決定できるとした背景には、当社の事業進捗が株価に反映された場合に適切に対処するためとなります(創薬事業のライセンス契約獲得時や臨床開発中の医薬品において顕著な有効性が確認された場合には、調達額の増加につながることを期待しております。なお、開発中止等の事象が発生した場合には固定価額を大幅に下回る可能性があり、当社の資金使途を充足することを優先し、行使価額の修正に係る決議を行うケースを想定しております。)

また、本新株予約権の行使順序につきましても、第20回新株予約権の行使は、第19回新株予約権を当社以外の第三者が保有している場合には行われず設計となっており、本第三者割当契約において、第20回新株予約権の割当先は、発行会社以外の第三者が第19回新株予約権を保有している間は、第20回新株予約権を行使しない旨を規定する予定で、この点でも行使タイミングの分散化が図られています。

また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、割当予定先と合意の上、本第三者割当契約及び本覚書を締結いたします。本新株予約権の発行要項、本第三者割当契約及び本覚書には、以下の内容が規定される予定です。

#### <本新株予約権の取得請求>

割当予定先はいずれも、2023年7月21日（同日を含みます。）以降のいずれかの取引日における終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に、当該取引日以降の取引日に当社に対して通知することにより、自身が保有する本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該請求に係る回号の本新株予約権の発行要項第14項第(1)号に従い、当該時点で残存する当該本新株予約権につき、その払込金額と同額の金銭を支払うことにより、当該本新株予約権を取得します。

なお、上記の条項とは別に、本新株予約権の発行要項において、行使期間の末日において残存する本新株予約権がある場合、当社がかかる本新株予約権を払込金額と同額で取得する旨が規定されています。

#### <本新株予約権の譲渡>

本第三者割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡（但し、第20回新株予約権については、パークレイズ・バンクの関連会社以外の者への譲渡）には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で本第三者割当契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨が規定されています。

#### (2) 資金調達方法の選択理由

当社は、今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達は、本新株予約権により手元で必要な資金を高い蓋然性をもって調達できる一方で、行使タイミングの分散化も図られる設計となっており、かつ一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

#### <本スキームの特徴>

- ① 本新株予約権の目的である当社普通株式数は9,684,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること（2022年12月31日の総議決権数484,125個（発行済株式総数48,423,500株）に対する最大希薄化率は、20.00%）。
- ② 当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。
- ③ 本新株予約権の割当日以降、当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。
- ④ 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、また、当社の経営に関与する意図を有していないこと。

#### <本覚書に基づく本新株予約権の行使停止要請について>

当社は、本覚書の締結日以降、随時、何回でも、割当予定先に対し、本新株予約権の行使を停止する旨の通知（以下「行使停止要請通知」といいます。）を行うことができます。

行使停止要請通知において、当社は割当予定先に本新株予約権の権利行使を停止する期間（以下「行使停止期間」といいます。）を指定します。当社が行使停止要請通知を行った場合には、割当予定先は、行使停止期間において本新株予約権を行使することができません。

いずれの行使停止期間の開始日も、2023年7月21日以降の日とし、いずれの行使停止期間の終了日も、2025年7月22日までとし、いずれの行使停止期間も90日間を上限とします。

行使停止要請通知につきましては、資金調達を優先する方針であります。本新株予約権発行後の当社の資金需要や市場規模等を勘案して、行使停止要請通知を行う可能性があります。なお、当社が行使停止要請通知を行った場合、当社はその旨開示するものとします。

また、当社は、割当予定先による行使停止要請通知の受領後も、当該通知を撤回することができません。

なお、当社が行使停止要請通知の撤回を行った場合、当社はその旨開示するものとします。

#### <本スキームのデメリット・留意点>

- ① 市場環境に応じて、行使完了までには一定の期間が必要となること。
- ② 株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があり、さらに、株価が下限行使価額を下回って推移した場合には調達ができない可能性もあること。
- ③ 行使タイミングの分散化が図られているものの、本新株予約権の行使が進んだ場合、合計9,684,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること。
- ④ 割当予定先は当社普通株式の長期保有を約していないため、本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社普通株式の売却による株価への影響も一定程度存在すること。

#### <他の資金調達方法との比較>

- ① 公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である各既存投資家が払込みに応じるかを個別に判断を行うことから、当社が必要とする資金額を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。
- ③ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。
- ④ 行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。第20回新株予約権については、現状の株価水準よりも高い水準の行使価額が設定されており、かつ、株価が行使価額を上回って推移した場合であっても、修正条項により、行使価額も株価の上昇に伴って上昇するため、通常の実行価額が固定されている新株予約権よりも当社にとって好ましい設計となっております。
- ⑤ 第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、及び現時点では新株の適当な割当先が存在しないこと。
- ⑥ 株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があること。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができないこと。



- ⑦ 借入れ又は社債による資金調達は、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること。なお、2023年3月末日時点で、当社の借入金は、当座貸越契約による借入枠400百万円のほか、借入金残高301百万円となっております。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・本新株予約権に係る調達資金	1,940,609千円
本新株予約権の払込金額の総額	13,493千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,927,116千円
・発行諸費用（弁護士費用、価格算定費用、登記関連費用等）	9,000千円
・差引手取概算額	1,931,609千円

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

##### (2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行による資金調達の使途については、以下を予定しております。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
① PCDC に続く新たな導出候補品創出のための研究開発費	1,000,000	2023年7月～ 2025年6月
② 当社創薬パイプラインの導出交渉を安定的に推進するための運転資金	300,000	2023年7月～ 2025年6月
③ Tribody™創薬（PTRY）の臨床開発入りに向けたマスターセルバンク構築のための CMC 費用	500,000	2024年7月～ 2025年12月
④ ラボ拡張のための設備投資や研究機器の増設・リプレイス等への投資	131,609	2024年1月～ 2024年6月
合計	1,931,609	—

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. 資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。
3. 資金を使用する優先順位としましては、上記①～④の順に充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、他の方法による資金調達の実施、事業収入や手元現預金の活用等を検討する可能性があります。一方、調達額が予定より増額となった場合には、上記③に充当する予定であります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。また、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

- ① PCDC に続く新たな導出候補品創出のための研究開発費  
アンメットメディカルニーズ（未充足の医療ニーズ）の高い疾患領域やこれまでの研究等

から治療薬につながることを期待されているターゲットに対し、当社は、当社が保有する技術プラットフォームを活用した新規治療用抗体創出による創薬パイプラインの拡充に向けた研究活動を積極的に進めております。また、当社は研究開発の各段階において、複数の開発品目を保有することで事業全体の成功確度を高めることを目標に掲げており、継続的に新規リード抗体を創出し製薬企業へ導出を推進することで、単一のプロダクトや契約に依存しない経営を進めております。

現在、当社では新規パイプラインとしてがん治療用抗体の PCDC（ヒト化抗 CDCP-1 抗体）の PCT 出願を完了し、海外の製薬企業を中心に同抗体の導出活動を進めています。また、それに続く新規パイプラインとして、これまでにがん領域の 2 つの抗体の PCT 出願、中枢神経系の抗体の基礎出願が完了しております。一部のデータは海外学会での発表を行うとともに、現在、導出パッケージ構築に向けた研究活動を継続しておりますが、これら抗体についても今後、本格的に導出活動を推進してまいります。現在、当社では常時 10 テーマ程度の研究プロジェクトを実施しておりますが、将来の導出や開発に向けて有望なデータが示唆された創薬シーズについては優先的に資源配分の比率を高める等、早期の成果創出に向けた取り組みを行っております。

今回の資金調達に係る資金については、主に導出パッケージ構築にむけた研究の推進や新規パイプライン創製にむけた探索研究等に充当する予定であります。

② 当社創薬パイプラインの導出交渉を安定的に推進するための運転資金

当社は創薬支援事業において一定の利益率と安定的な収益を確保しているものの、創薬事業での成果創出に向けて引き続き先行投資の段階にあり、上記①のような継続的な研究開発費のほかに、ビジネスのコアとなる特許費用や事業開発活動、管理部門の人件費等の販売費・一般管理費として、年間約 470～550 百万円が発生しております。特に今後当社の創薬パイプラインの導出契約獲得を狙う上で事業開発活動が重要なものとなりますが、今回の資金調達により 2023 年 7 月～2025 年 6 月までの当社の運転資金の一部として 300 百万円を充当し、財務状況の安定性を担保することにより、当社の創薬パイプラインの導出交渉等の事業を安定的に推進する予定であります。

③ Tribody™創薬 (PTRY) の臨床開発入りに向けたマスターセルバンク構築のための CMC 費用

多重特異性抗体作製技術 Tribody™を活かしたがん治療用抗体 PTRY はこれまでに動物モデルの薬効データでは顕著な腫瘍抑制効果を示しており、特許出願等が完了しております。また、PTRY は医薬品開発において注目されるテーマの 1 つである T-cell engager であり、当社では本抗体のポテンシャルに鑑み、初期臨床試験を行い PTRY の付加価値を高めた上で製薬会社への導出を図ることで、当社における収益可能性の拡大を目指します。

現在、PTRY については臨床開発に向けて重要な実験データの取得を進めており、創薬支援事業により獲得する自己資金にて、2023 年内に臨床入りに向けて必要な基礎研究データを整え、2024 年に CMC 開発が本格的に開始するまでの準備を進める予定です。今回の資金調達に係る資金については臨床試験準備に係る費用として、マスターセルバンク構築を中心とした CMC 開発費用に充当することを予定しております。

④ ラボ拡張のための設備投資や研究機器の増設・リプレイス等への投資

当社は医療のアンメットニーズに創薬の光を当てるべく、医薬品の創製を目指す創薬事業と製薬企業等の研究支援を行う創薬支援事業を推進しております。現在の経営方針に舵を切った 2017 年以降、治療用抗体創製の自社研究や製薬会社を中心とした受託研究の取り組みは順調に進展・拡大しております。今後もこれらの研究活動の増加を見込んでおり、第 18 回新株予約権の発行により、2022 年には研究所拡張や機器増設、2023 年には既存の研究機器のリプレイスの設備投資を行う予定でしたが、調達額が予定金額に満たなかったため最小限の研究所の拡張を自己資金及び間接金融による資金で実施いたしました。今回の資金調達により、改めて当社の研究環境の拡充強化による、今後の創薬研究における成果創出、及び創薬支援事業の安定的な拡大を目的として、ラボ拡張、設備投資/研究機器

の増設及びリプレイスに充当する予定であります。

## 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な事業拡大や安定的かつ強固な事業基盤の確立に繋げ、当社の企業価値の向上により既存株主の皆様利益にも資するものと考えております。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、各本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（代表取締役社長：野口真人、住所：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権の発行要項、本第三者割当契約及び本覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（190円）、当社株式のボラティリティ（47.05%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（ $\Delta$ 0.074%））を置き本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した第19回新株予約権の評価額171円及び第20回新株予約権の評価額76円を参考として、割当予定先との協議を経て、第19回新株予約権1個の払込金額を金171円、第20回新株予約権1個の払込金額を金76円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、第19回新株予約権につき175円、第20回新株予約権につき247円に設定されており、その後、第19回新株予約権の行使価額は、第19回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の終値の92%に相当する金額に修正され、第20回新株予約権の行使価額は、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決定された場合、当該決定がなされた日の翌取引日以降、第20回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の終値の92%に相当する金額に修正されます。また、第19回新株予約権の行使価額は下限行使価額である114円、第20回新株予約権の行使価額は下限行使価額である124円をそれぞれ下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、下記「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（3）最近の株価の状況 ②最近6か月間の状況」及び「③発行決議日前取引日における株価」に記載の最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当社監査役3名（社外監査役：3名）も、ブルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、ブルータス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、ブルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してブルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額はブルータス・コンサルティングによって算出された評価額と同額で設定されていることから、かかる払込金額が割当予定先に特に有利でないとする取締役の判断につき、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、2022年12月31日現在の総議決権数484,125個（発行済株式総数48,423,500株）に対して最大20.00%の希薄化が生じます。

しかしながら、今回の資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」及び「5. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、今後収益の向上を図り、中長期的な事業拡大や安定的かつ強固

な事業基盤の確立することにより企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそのに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計 9,684,000 株に対し、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 1,374,381 株であり、一定の流動性を有していることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

<グロース・キャピタル>

(1) 名 称	グロース・キャピタル株式会社		
(2) 所 在 地	東京都港区南青山三丁目 8 番 40 号青山センタービル 2 F		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 嶺井 政人		
(4) 事 業 内 容	① 投資業 ② マーケティング支援業務 ③ 成長支援のコンサルティング等		
(5) 資 本 金	3,000 万円		
(6) 設 立 年 月 日	2019 年 4 月 1 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	3,000 株		
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	4 名		
(10) 主 要 取 引 先	—		
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	嶺井 政人 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	該当事項はありません。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	2022 年 8 月から 2023 年 3 月まで個人投資家向け I R 戦略の立案に関する業務を委託しております。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態	(単位：千円)		
決 算 期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期
純 資 産	128,151	56,087	151,374
総 資 産	769,904	581,998	730,521

(注) 当社は、割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約において、割当予定先から、割当予定先並びに割当予定先の役員及び従業員が反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受ける予定です。さらに、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主について、反社会的勢力であるか否か、並びに割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社 TMR（代表取締役社長：高橋 新治、本社：東京都千代田区神田錦町 1 丁目 19 番 1 号）に調査を依頼し、2023 年 6 月 12 日に調査報告書を受領いたしました。当該

調査報告書において、割当予定先及び割当予定先の役員若しくは主要株主が反社会的勢力である、又は割当予定先及び割当予定先の役員若しくは主要株主が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、割当予定先は非上場の会社であり、経営成績及び財政状態については、決算公告において公表されている事項（但し、当期純利益は決算公告を参照）を除いて開示の同意が得られていないため、記載していません。

<バークレイズ・バンク>

(1) 名 称	バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)		
(2) 所 在 地	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)		
(3) 代表者の役職・氏名	グループ最高責任者 C・S・ヴェンカタクリシュナン		
(4) 事 業 内 容	個人向け銀行業務、クレジットカード、コーポレート・バン キング及び投資銀行業務並びに資産及び投資運用		
(5) 資 本 金	2,342 百万英ポンド (2022 年 12 月 31 日現在) (374,720 百万円) (換算レートは 1 英ポンド 160.00 円 (2022 年 12 月 30 日の仲 値) です。)		
(6) 設 立 年 月 日	1836 年 6 月 1 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 2,342 百万株 (2022 年 12 月 31 日現在)		
(8) 決 算 期	12 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	21,900 名 (2022 年 12 月 31 日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	-		
(12) 大株主及び持株比率	バークレイズ・ピーエルシー 100.00% (2022 年 12 月 31 日現在)		
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	該当事項はありません。(注)		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万英ポンド。特記しているものを除く。)			
決 算 期	2020 年 12 月期	2021 年 12 月期	2022 年 12 月期
連 結 純 資 産	53,710	56,317	58,953
連 結 総 資 産	1,059,731	1,061,778	1,203,537
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (英ポンド) (注)	22.93	24.04	25.17
連 結 営 業 収 益	12,401	15,685	17,261
連 結 税 引 後 利 益	2,451	4,588	4,382
1 株 当 たり 連 結 税 引 後 利 益 (英ポンド) (注)	1.05	1.96	1.87
1 株 当 たり 配 当 金 支 払 額 (英ポンド)	0.11	0.34	0.09
(注) 有価証券報告書又は外国会社報告書記載の当該数値を同記載の発行済株式総数で除した値 を記載			
(単位：百万円。特記しているものを除く。)			

連 結 純 資 産	8, 593, 600	9, 010, 720	9, 432, 480
連 結 総 資 産	169, 556, 960	169, 884, 480	192, 565, 920
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	3, 668. 47	3, 846. 53	4, 026. 57
連 結 営 業 収 益	1, 984, 160	2, 509, 600	2, 761, 760
連 結 税 引 後 利 益	392, 160	734, 080	701, 120
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	167. 41	313. 37	299. 30
1 株 当 たり 配 当 金 支 払 額 (円)	17. 60	54. 40	14. 40
換算レートは1英ポンド160.00円(2022年12月30日の仲値)です。			

(注) 当事会社間の資本関係に関して、割当予定先が短期取引を前提として一時的に保有している当社株式は考慮しておりません。

割当予定先は、ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に株式上場しているパークレイズ・ピーエルシーの完全子会社であり、英国において健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)により承認され、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)及び健全性監督機構の監督及び規制を受けています(登録番号はNo.1026167)。

また、当社は、英国健全性監督機構ホームページ、金融行為規制機構ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うパークレイズ証券の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本資金調達にあたり、割当予定先を含む複数の証券会社及び金融機関に対し資金調達方法について相談したところ、これらの証券会社及び金融機関から資本性調達手段及び借入等の負債性調達手法について提案を受けました。これらの提案につき、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり検討した結果、2023年4月に割当予定先より提案を受けた本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断しました。また、当社の事業の進捗や成長投資を実現するための資金調達を実施するにあたり、当社の事業の状況に適した割当予定先を選定しております。

第19回新株予約権においては当社の単年度黒字に向けての着実な研究資金・事業運営資金の調達とその後の当社の企業価値の向上に資する貢献を期待する割当予定先、第20回新株予約権においては事業進捗に伴う調達額の最大化を期待した割当予定先を選定しております。第19回新株予約権の割当予定先であるグロース・キャピタル株式会社は、「上場ベンチャー企業の成長こそ日本の大きなポテンシャルである」という考えのもと、多くの本邦上場ベンチャー企業の成長を支援している会社です。当社も従前、グロース・キャピタル株式会社より、1,000名を超える個人投資家へのIR説明会の開催及び個人投資家向け資料のブラッシュアップ、当社の抗体創薬や創薬技術の客観的な整理・評価等、メディアでの露出機会の創出など当社の企業価値向上に向けた業務支援を受けておりました。これらの支援を通じてグロース・キャピタル株式会社は当社の経営方針及び事業内容を理解しているものと考えております。

そして、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、グロース・キャピタル株式会社の過去のIR戦略の立案に関する支援実績、当社の事業・成長戦略への理解の深さ等を総合的に勘案して、グロース・キャピタル株式会社を割当予定先として選定いたしました。

また、第20回新株予約権の割当予定先であるパークレイズ・バンクが、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、当社の事業成長や成長投資の状況を踏まえて本スキームにおける調達額の最大化を目指し、また株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、またその実現に資するパークレイズ・バンクの過去の実績等を総合的に勘案して、同社を第20回新株予約権の割当予定先として最適であると判断し選定いたしました。

なお、第 20 回新株予約権の割当ては、第一種金融商品取引業者であり日本証券業協会会員であるパークレイズ証券株式会社のあっせんを受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

### (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡（但し、第 20 回新株予約権については、パークレイズ・バンクの関連会社以外の者への譲渡）の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭での報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本第三者割当契約において、原則として、単一暦月中に MSCB 等（同規則に定める意味を有します。以下同じ。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB 等の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該 10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

#### ①グロス・キャピタル

当社は、割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約において、割当予定先は払込みに要する十分な財産を保有する旨の表明保証を受ける予定です。また、当社は、割当予定先から、割当予定先の取引銀行が発行する 2023 年 5 月 30 日付の残高証明書を受領しており、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の発行に係る払込みに十分な現預金残高を有することを確認しております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先と割当予定先の代表取締役嶺井政人氏との間で締結された金銭消費貸借契約書を受領しており、当該現預金残高は、嶺井政人氏からの融資による資金でまかなわれていることを確認しており、その貸付原資は同氏の自己資金であることを口頭で確認しております。また、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に本新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

#### ②パークレイズ・バンク

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、割当予定先が 2023 年 6 月 30 日に関東財務局長へ提出した有価証券報告書（自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日）に記載されている 2022 年 12 月 31 日現在の主要キャッシュフロー・データ中の「現金及び現金同等物」

（219,854 百万英ポンド（約 35 兆 1,766 億円））からも、割当予定先がかかる払込みに要する十分な資金を保有していることが確認できていることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しています。

（注）英ポンドの円貨換算は、便宜上、2022 年 12 月 30 日の仲値（1 英ポンド=160.00 円）により  
ます。

#### (5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借に関わる契約を締結する予定はありません。

#### (6) ロックアップ

当社は、本第三者割当契約において、本第三者割当契約の締結日以降、行使期間の末日（2025年7月22日）までの間、割当予定先が未行使の本新株予約権を有する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なく、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか又はこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨合意する予定です。

- ① 発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。
- ② 当社又はその子会社の役員又は従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の普通株式を発行又は処分する場合。
- ③ 本第三者割当契約の締結日現在残存している新株予約権の行使により、当社の株式を発行又は処分する場合。
- ④ 当社又はその子会社の役員又は従業員を対象とするストックオプションプランに基づき、新株予約権その他当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使により普通株式を発行若しくは処分する場合。
- ⑤ 本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。
- ⑥ 会社法第194条第3項に基づく自己株式の処分その他法令に基づき証券の発行又は処分が強制される場合。
- ⑦ 合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数（当該組織再編行為に基づくか、あるいは事業提携の目的での普通株式の発行又は処分後の発行済株式総数を意味する。）の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

#### 8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2022年12月31日現在）		
氏名	持株数（株）	持株比率
株式会社SBI証券	1,604,021	3.31%
楽天証券株式会社	1,477,900	3.05%
太田 邦史	962,700	1.99%
松井証券株式会社	842,100	1.74%
渡邊 賢二	580,000	1.20%
吉村 光司	500,000	1.03%
飯作 哲男	497,000	1.03%
山戸 福太郎	360,000	0.74%
a uカブコム証券株式会社	313,551	0.65%
平田 重一	282,700	0.58%

(注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

#### 9. 今後の見通し

今回の資金調達による2023年12月期の当社の業績に与える影響は軽微であります。



また、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は適時適切に開示いたします。

#### 10. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2022年12月31日現在の総議決権数に対して最大20.00%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

#### 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### （1）最近3年間の業績

（単位：千円）

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
売上高	480,853	712,932	630,815
営業損失（△）	△1,283,622	△1,334,319	△1,258,655
経常損失（△）	△1,291,606	△1,329,312	△1,243,838
当期純損失（△）	△1,293,798	△1,479,895	△1,242,871
1株当たり当期純損失（△）（円）	△36.06	△36.74	△28.26
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	77.99	45.55	36.70

##### （2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年5月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	48,503,800株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	302,000株	0.62%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式は、全てストック・オプションによるものです。

##### （3）最近の株価の状況

###### ① 最近3年間の状況

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
始値	200円	187円	195円
高値	484円	386円	211円
安値	144円	180円	135円
終値	186円	195円	178円

（注）上記株価は、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所マザーズ市場におけるものです。

② 最近6か月間の状況

	2023年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	186 円	194 円	185 円	198 円	203 円	190 円
高 値	217 円	197 円	261 円	234 円	218 円	194 円
安 値	162 円	171 円	181 円	191 円	183 円	188 円
終 値	196 円	182 円	197 円	204 円	191 円	190 円

(注) 2023年7月の株価については、2023年7月3日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2023年7月3日
始 値	190 円
高 値	194 円
安 値	188 円
終 値	190 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・ 第三者割当による行使価額修正条項付き第18回新株予約権の発行

割 当 日	2021年12月15日
発 行 新 株 予 約 権 数	80,000 個
発 行 価 額	本新株予約権1個当たり210円(総額16,800,000円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,728,800,000 円
割 当 先	S M B C 日 興 株 式 有 限 公 司
募集時における発行済株式数	40,291,500 株
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：8,000,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は129円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、8,000,000 株です。
現時点における行使状況	行使済株式数：8,000,000 株
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,208 百万円
発行時における当初の資金用途	①CBA-1205 の原薬及び治験薬製造費用等 ②CBA-1205 の価値向上のための開発研究及びバイオマーカー探索費用 ③CBA-1535 の臨床第1相試験後半パート臨床試験費用及び併用する治験薬費用 ④設備投資/研究機器の増設及びリプレイス
発行時における支出予定時期	①2022年1月～2023年12月 ②2022年1月～2023年12月 ③2023年4月～2024年12月 ④2022年1月～2023年12月
発行時における当初の具体的な資金用途の充當予定額	①500,000 千円 ②350,000 千円 ③678,800 千円 ④200,000 千円
現時点における充當状況	①CBA-1205 の原薬及び治験薬製造費用等として317,000 千円を充當しております。

	<p>②CBA-1205 の価値向上のための開発研究及びバイオマーカー探索費用として、72,000 千円を充当しております。</p> <p>③CBA-1535 の臨床第 1 相試験後半パート臨床試験費用及び併用する治験薬費用として、139,000 千円充当しております。</p> <p>④調達額が予定金額に満たなかったため最小限の研究所の拡張を自己資金及び間接金融による資金で実施いたしました。</p>
--	---

以 上

(別紙1)

株式会社カイオム・バイオサイエンス  
第19回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社カイオム・バイオサイエンス第19回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 11,039,760 円

3. 申込期日

2023年7月20日

4. 割当日及び払込期日

2023年7月20日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、グロース・キャピタル株式会社（以下「割当先」という。）に全ての本新株予約権を割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 6,456,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

64,560 個

8. 本新株予約権 1 個当たりの払込金額

金 171 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、175 円とする。但し、行使価額は第 10 項又は第 11 項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、第 18 項第(2)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 92%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げる。）に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が 114 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権

を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を適用する日が第10項に基づく行使価額の修正が適用される日と一致する場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2023年7月21日から2025年7月22日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、2023年7月21日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、2025年7月22日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。



18. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生する。

19. 行使請求受付場所

株式会社カイオム・バイオサイエンス管理本部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結される予定の第三者割当の契約の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 171 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、2023 年 7 月 3 日の東京証券取引所における終値の 92%に相当する金額とした。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上

(別紙2)

株式会社カイオム・バイオサイエンス  
第20回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社カイオム・バイオサイエンス第20回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金2,453,280円

3. 申込期日

2023年7月20日

4. 割当日及び払込期日

2023年7月20日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「割当先」という。）に全ての本新株予約権を割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,228,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

32,280 個

8. 本新株予約権 1 個当たりの払込金額

金 76 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、247 円とする。但し、行使価額は第 10 項又は第 11 項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

- (1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正に係る決定をすることができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正に係る決定がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該決定がなされた日の翌取引日以降、第 18 項第(2)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 92%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げる。）に修正される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。
- (2) 前号に関わらず、前号による算出の結果得られた金額が 124 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 本項第(1)号に関わらず、当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号に定める企業集団をいう。）に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそ

れがある事実（金融商品取引法第 166 条第 2 項及び第 167 条第 2 項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合には、当社は、本項第(1)号に基づく行使価額の修正に係る決定をすることができない。

## 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{株式交付数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期} \times \text{間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}} \text{ (調整前行使価額 - 調整後行使価額)}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額

の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を適用する日が第10項に基づく行使価額の修正が適用される日と一致する場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権の行使期間

2023年7月21日から2025年7月22日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、2023年7月21日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(4) 当社は、2025年7月22日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

## 15. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券

保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

16. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金されたときに発生する。

20. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿支店

22. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結される予定の第三者割当の契約の諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有

動向等を考慮した一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 76 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、2023 年 7 月 3 日の東京証券取引所における終値の 130%に相当する金額とした。

#### 24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上